第10章 手当・年金

1 障害児福祉手当

在宅の重度障害児に対し、その障害のために生ずる特別の負担を軽減するため手当を支給します。

(1) 対象児

(別表第1) に定める程度の重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする状態である 20 歳未満の者。

(別表第1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

- 1. 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
- 2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4. 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5. 両下肢の用を全く廃したもの
- 6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前 各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる 程度のもの
- 9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって 測定する。

(2) 支給要件

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- ア 障害を支給事由とする公的年金を受給しているとき。ただし、特別児童扶養手当は受給していてもかまいません。
- イ 障害児入所施設その他これに類する施設に入所しているとき。
- (3) 支給制限

本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

(4) 支給額(令和5年4月分からの支給額) 月額15,220円

(5) 支給方法

ア 手当は、毎年5月、8月、11月及び2月に、それぞれ前月分まで支給されます。

イ 支払いは、障害児本人の金融機関口座に振り込みます。

- (6) 請求に必要なもの
 - ○身体障害者手帳、療育手帳をもっている時は、その手帳
 - ○診断書(所定の様式により医師が診断したもの)
 - ○戸籍の全部事項証明書(外国人の方は世帯全員の住民票の写し)

- ○本人の貯金通帳又は預金通帳
- ○個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ○本人確認書類(写真付きのものは1点、写真なしのものは2点)
- (7) 請求窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 **2** 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 **2** 0833-92-0012、 鹿野・市民福祉課 **2** 0834-68-2332)

2 重度心身障害児福祉手当

身体障害、知的障害及び精神障害のため、日常生活に介護を要する 20 歳未満で在宅の障害児の保護者 に対して重度心身障害児福祉手当を支給します。

- (1) 対象児………身体障害者手帳の所持者で1級から3級までの者、知的障害者でIQが50以下の者及び精神障害者保健福祉手帳の所持者で1級又は2級の者。
- (2) 支給額
 - ・身体障害者手帳1・2級、IQ35以下及び精神障害者保健福祉手帳1級の者……月額4,200円
 - ・上記以外の者……月額 2,500 円
- (3) 支給方法……毎年3月・9月に受給者(保護者)の金融機関口座へ振込
- (4) 申請に必要なもの
 - ○身体障害者手帳
 - ○療育手帳
 - ○精神障害者保健福祉手帳
 - ○保護者名義の貯金通帳又は預金通帳
- (5) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 **2** 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 **2** 0833-92-0012、 鹿野・市民福祉課 **2** 0834-68-2332)

3 特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する児童を養育している者に、特別児童扶養手当を支給します。

(1) 対象者

次の別表第3(P54~P55)に定める程度の障害の状態にある満20歳未満の児童を監護する父若 しくは母(所得の多い方)又は父母に代わって児童を養育している者

(2) 支給要件

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- ①児童や、父若しくは母、又は養育者が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が、障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき (児童扶養手当、児童手当、 障害児福祉手当は年金ではないため併給可)
- ③児童が、児童福祉施設(保育所、通園施設、訓練のための母子入所を除く)に入所しているとき

(3) 支給制限

受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者(民法第877条第1項の者)の前年所得が一定額以上であるときは、その年の8月から翌年7月まで支給されません。

(4) 支給額(令和5年4月分からの支給額)

児童 1 人につき月額 35,760 円(障害の程度が別表第 2 の 1 級に該当する障害児にあっては、53,700 円)

(5) 支給方法

毎年4月、8月、11月の3期にそれぞれ前月分まで(11月期については当月分まで)を支払います。

(6) 請求に必要なもの

- ○身体障害者手帳、療育手帳をもっている時は、その手帳
- ○診断書(所定の様式により医師が診断したもの)
- ○世帯全員の住民票の写し
- ○戸籍の全部事項証明書
- ○世帯全員の所得証明書(当年【1月~6月請求は前年】の1月1日に他市町村に住んでいた方のみ)
- ○受給者名義の貯金通帳又は預金通帳
- ○個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
- ○本人確認書類(写真付きのものは1点、写真なしのものは2点)

(7) 請求窓口

福祉事務所障害者支援課 (2 0834-22-8387)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 **2** 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 **2** 0833-92-0012、 鹿野・市民福祉課 **2** 0834-68-2332)

(別表第3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

	1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの						
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの						
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの						
	4	両上肢のすべての指を欠くもの						
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの						
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの						
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの						
1級	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度						
1 形文		の障害を有するもの						
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする						
		病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずること						
		を不能ならしめる程度のもの						
	1 0	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの						
	1 1	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態						
		が前各号と同程度以上と認められる程度のもの						

	1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの						
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの						
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの						
	4	咀嚼(そしゃく)の機能を欠くもの						
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの						
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの						
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの						
2級	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの						
	9	一上肢のすべての指を欠くもの						
	1 0	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの						
	1 1	両下肢のすべての指を欠くもの						
	1 2	一下肢の機能に著しい障害を有するもの						
	1 3	一下肢を足関節以上で欠くもの						
	1 4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの						
	1 5	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする						
		病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受						
		けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの						
	1 6	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの						
	1 7	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態						
		が前各号と同程度以上と認められる程度のもの						

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって 測定する。

4 特別障害者手当

障害の状態が重く(原則として、重度障害が2以上あるもの)、常時特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅者に対して支給します。

(1) 対象者

別表第2 (P56) に定める程度の障害を重複しているか、それと同程度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする在宅の者

(2) 支給要件

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

ア 障害者支援施設その他これに類する施設に入所しているとき。

イ 病院や診療所に継続して3ヶ月以上入院しているとき。

(3) 支給制限

本人、配偶者及び扶養義務者の前年所得が一定額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

(4) 支給額(令和5年4月分からの支給額) 月額27,980円

(5) 支給方法

ア 手当は、毎年5月、8月、11月及び2月に、それぞれ前月分まで支給されます。

イ 支払いは障害者本人の金融機関口座に振り込みます。

- (6) 請求に必要なもの
 - ○年金、手当等を受けている時は、その証書
 - ○年金手帳
 - ○身体障害者手帳、療育手帳を持っている時は、その手帳
 - ○診断書(所定の様式により医師が診断したもの)
 - ○戸籍の全部事項証明書(外国人の方は世帯全員の住民票の写し)
 - ○本人の貯金通帳又は預金通帳
 - ○個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カードなど)
 - ○本人確認書類(写真付きのものは1点、写真なしのものは2点)
- (7) 請求窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 **2** 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 **2** 0833-92-0012、 鹿野・市民福祉課 **2** 0834-68-2332)

(別表第2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

- 1. 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
 - ロー眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I/4 指標による周辺視野角度の和がそれ E 移り 度以下かつ E 指標による両眼中心視野角度が E 28 度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点 数が 20 点以下のもの
- 2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を 有するもの
- 6. 前各号に揚げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前 各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる 程度のもの
- 7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

5 障害基礎年金

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の 方も含めて受け取ることができる年金です。

(1) 受給要件

「ア」~「ウ」の条件のすべてに該当する方が受給できます。

- ア 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - 国民年金加入期間
 - ・20 歳前または日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満の方で年金制度に加入していない期間

- ※初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。
- ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- イ 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級表 (P56~P58) に定める1級または2級に該当していること。
 - ※障害認定日とは、障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6カ月をすぎた日、または1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日をいいます。
 - ※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。
- ウ次のいずれかの納付要件を満たしていること。
 - ・初診日の前日に、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
 - ・初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がない こと。
 - ※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要ですが、本人の所得によって年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。
 - ※初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なります。
- (2) 受給額(令和5年4月~)
 - 1級 年額993,750円+ (子の加算額)

※昭和31年4月1日以前に生まれた方 990,750円

2級 年額795,000円+(子の加算額)

※昭和31年4月1日以前に生まれた方 792,600円

(3) 受給方法

日本年金機構が2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回、本人の金融機関口座に振り込みます。

(4) 請求に必要なもの

マイナンバーが確認できる書類、基礎年金番号がわかる書類、本人名義の通帳、診断書、病歴・ 就労状況等申立書、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている時はその 手帳等

※請求時に必要なものは、請求する方により異なることがあります。詳細については、請求窓口で事前にご相談ください。

(5)請求窓口

保険年金課年金担当 (☎ 0834-22-8316)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4110、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0035、 鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332)

障害等級表 ※身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害の程度		障害の状態						
	1	次に掲げる視覚障害						
		イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの						
		ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの						
		ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I /4 指標によ						
		る周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による						
		両眼中心視野角度が 28 度以下のもの						
		ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ						
		両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの						
	2	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの						
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの						
1級	4	両上肢のすべての指を欠くもの						
	5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの						
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの						
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの						
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることがで						
		きない程度の障害を有するもの						
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静						
		を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、						
		日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの						
	1 0	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの						
	1 1	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、スペルながなり、同和療以上は利力ない。						
		て、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの 次に掲げる相覚障害						
	1	次に掲げる視覚障害						
		イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの						
		ロー眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの						
	ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 打							
る周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標を表現した。								
	両眼中心視野角度が 56 度以下のもの							
	ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ							
	9	両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの						
2級	2 3	平衡機能に著しい障害を有するもの						
2 N/X	3 4	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一						
	5 5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの						
	6							
	7	両上放のおく10次000とこと10又は中旬を入くもの 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有する						
	8	- 上肢の機能に著しい障害を有するもの						
	9	一上肢のすべての指を欠くもの						
	1 0	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの						

	1 1	両下肢のすべての指を欠くもの
	1 2	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	1 4	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	1 5	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静
2級		を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、
		日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加え
		ることを必要とする程度のもの
	1 6	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	1 7	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であっ
		て、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、 矯正視力によって測定する。

6 児童扶養手当

児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障害の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。(外国人の方についても支給の対象となります。)

(1) 対象者

次の条件にあてはまる「児童」を監護している母または父、または当該母父に代わってその児童を養育している人(養育者)が手当を受けることができます。なお、「児童」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる人をいいます。

また、心身に一定の障害(特別児童扶養手当対象児童その他の障害については別途定めがあり)がある場合は、20歳未満の間、手当が受けられます。

- ア 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- イ 父または母が死亡した児童
- ウ 父または母が次に定める程度の障害の状態にある児童
 - ① 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
 - ロ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両目の I /4 指標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I /2 指標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
 - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
 - ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - ③両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ④両上肢の全ての指を欠くもの
 - ⑤両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑥両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - ⑦両下肢を足関節以上で欠くもの

- ⑧体幹の機能に坐っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を 必要とする程度の障害を有するもの
- ⑩精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ①傷病がなおらないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
- エ 父または母の生死が明らかでない児童
- オ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- カ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- キ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ケ 棄児などで父母がいるかいないか明らかでない児童

(2) 支給要件

下記の場合には手当は支給されません。

- ア 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等(通園施設は除く)に入所しているとき
- イ 児童や、手当を受けようとする母または父、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ウ 母または父が婚姻しているとき (婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある ときを含みます。)
- エ 母の監護を受けている場合または養育者の養育を受けている場合において、児童が父と生計を同じくしているとき(父障害の場合を除く)
- オ 父の監護を受け、かつ、生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくしている とき(母障害の場合を除く)

※手当の支給を受けようとする人または対象児童が公的年金等を受給している場合、平成 26 年 12 月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。また、令和 3 年 3 月分手当からは、障害基礎年金を受給している場合、基本となる年金額を除き、子の加算額と児童扶養手当額を比較するようになります。(その場合、児童扶養手当の支給額算定のための所得の見方も変わります。)

※児童の父または母の障害により母、父または養育者が手当の支給を受ける場合であって、障害がある父または母が年金を受給している場合は、年金の子の加算額と児童扶養手当額を比較し、年金が低い方は、その差額を受給できます。

(3) 支給額(令和5年4月1日改正)

所得に応じて全部支給と一部支給があります。

児童 1 人の場合月額 44, 140 円(一部支給 44, 130 円~10, 410 円)

児童 2 人目は、10,420 円(一部支給 10,410 円~5,210 円)、3 人目以降は、1 人につき 6,250 円(一部支給 6,240 円~3,130 円)を加算する。

(4) 支給制限(令和元年8月1日改正)

母または父、または養育者又はその配偶者の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月まで支給されません。また、扶養義務者(同居している直系血族および兄弟姉妹の方)がいる場合、その方の所得も審査の対象になります。

(5) 支給方法

児童扶養手当の支給は、認定の請求をした日の翌月分からです。支払いについては、毎年、1、3、5、7、9、11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2ヶ月分の手当が支払われます。

(6) 申請方法

下記申請先へお尋ねください。

(7) 申請窓口

次世代政策課 (☎ 0834-22-8460)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 **2** 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 **2** 0833-92-0012、 鹿野・市民福祉課 **2** 0834-68-2332)

7 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養するものが、その生存中一定の掛け金を拠出し、その死亡(重度障害)後、心身障害者に終身年金を支給し、保護者が亡き後の心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るものです。

(1) 加入資格

心身障害者の保護者(配偶者 [内縁を含む。]、父母兄弟姉妹、祖父母その他の親族等で現に心身障害者を扶養している者をいう。)であって加入時において次の要件を満たす者。

- ①山口県内に住所を有すること
- ②加入時の年度の4月1日現在で65歳未満であること
- ③生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと

(2) 心身障害者の範囲

この制度の対象となる心身障害者は、次のいずれかに該当する者で、将来独立自活することが困難 であると認められる者

- ①知的障害者
- ②身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害のある者
- ③精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が①又は②の者と同程度と認められる者

(3) 掛金

①掛金は、加入時又は2口目付加時の年度の4月1日時点の年齢に応じて次表のとおりとなっています。

(令和5年4月1日現在)

加入時年齢	~34 歳	35~39 歳	40~44 歳	45~49 歳	50~54 歳	55~59 歳	60~64 歳
掛金月額 (1口あたり)	9,300円	11,400円	14, 300 円	17, 300 円	18,800円	20, 700 円	23, 300 円

- ②20年以上この制度に加入し、かつ、加入者が4月1日時点で65歳である年度の加入月以降は 掛金の納付を免除されます。
- ③山口県では、加入者が生活の困窮等で掛金の払込が困難な場合、掛金の減免の制度があります。

(4) 年金等の支給

ア 年金の支給

- ①加入者(心身障害者の保護者)が死亡し、又は加入後の疾病又は災害により重度障害の状態となったときは、月額2万円又は4万円(2口加入の場合)の年金を心身障害者の終身にわたり支給します。
- ②年金は、心身障害者に支給することを原則としますが、心身障害者が年金を受領し、管理する ことが困難であると認められる場合には、あらかじめ年金管理者を決めておくことになってい ます。
- ③年金の支給事由たる重度障害の状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
 - A 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - B そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
 - C 両上肢を手関節以上で失ったもの
 - D 両下肢を足関節以上で失ったもの
 - E 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの
 - F 両上肢の用を全く永久に失ったもの
 - G 両下肢の用を全く永久に失ったもの
 - H 十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
 - I 両耳の聴力を全く永久に失ったもの

イ 弔慰金の支給

1年以上加入(付加)した後、加入者の生存中に障害者が死亡したときは、請求にもとづいて 一時金として加入(付加)期間に応じ、次のとおり 甲慰金が支給されます。

(令和5年4月1日現在)

加 入 期 間	金 額 (1口あたり)
1年以上 5年未満	50,000円
5 年以上 20 年未満	125, 000 円
20 年以上	250, 000 円

(注) 2口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。

ウ 脱退一時金

5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、次の脱退一時金が支給されます。

(令和5年4月1日現在)

加 入 期 間	金 額 (1口あたり)		
5 年以上 10 年未満	75, 000 円		
10 年以上 20 年未満	125, 000 円		
20 年以上	250, 000 円		

(注) 2口加入のときは、それぞれの加入期間に応じた金額の合算額となります。

エ 加入者の地位

次のようなときは、加入者(被保険者)でなくなり、脱退となります。

①障害のある方が加入者より先に死亡したとき。(加入期間が1年以上のときは弔慰金が支給

されます。)

- ②加入者が脱退の申し出をしたとき。(加入期間が5年以上のときは脱退一時金が支給されます。)
- ③掛金を一定期間以上滞納したとき。
- ④加入者が他の都道府県・指定都市に転出し、引き続き転出先の同制度に加入を継続するとき。 (転出元の都道府県・指定都市の制度からは脱退となります。この場合、実施主体が各都道府県・ 指定都市単位となっていますので、転出先の都道府県・指定都市において同制度の加入手続き が必要です。(加入期間は通算されます。))

(5) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所(新南陽・市民福祉課 **2** 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 **2** 0833-92-0012、 鹿野・市民福祉課 **2** 0834-68-2332)